

東京学芸大学大学院学則

〔平成16年2月13日〕
〔学則第1号〕

改正（施行）平19学則4（19. 5. 10）
平20学則2（20. 4. 1）
平20学則3（20. 4. 1）
平20学則4（20. 4. 1）
平21学則2（21. 2. 13）
平22学則2（22. 4. 1）
平22学則4（22. 6. 7）
平23学則1（23. 10. 3）
平24学則1（24. 1. 12）
平27学則1（27. 4. 1）
平27学則2（27. 5. 14）
平31学則1（31. 4. 1）
令2学則1（2. 4. 1）
令2学則2（3. 4. 1）
令3学則1（3. 4. 15）
令5学則1（5. 4. 1）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第13条第3項の規定に基づき、大学院について必要な事項を定めるものとする。

（研究科及び課程）

第2条 大学院に、教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。

2 教育学研究科に専門職学位課程及び修士課程を置き、連合学校教育学研究科に後期3年のみの博士課程を置く。専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

（研究科及び課程の教育研究上の目的）

第3条 研究科及び課程の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。

ア 教育学研究科専門職学位課程は、教科等の指導や現代的教育課題に対する確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え、教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員（スクールリーダー）及び管理職を養成することを目的とする。

イ 教育学研究科修士課程は、次世代の教育を先導し、これからの社会で求められ

る先端的な課題を教育の側面から捉え直すことのできる高度の専門性と実践力をもった研究者・教育支援者を養成することを目的とする。

(2) 連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(連合学校教育学研究科の教育研究)

第4条 連合学校教育学研究科の教育研究は、東京学芸大学（以下「本学」という。）、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学の協力により実施する。

(専攻)

第5条 教育学研究科に、次の表のとおり専攻を置く。

課程	専攻
教職大学院の課程	教育実践専門職高度化専攻
修士課程	次世代日本型教育システム研究開発専攻 教育支援協働実践開発専攻

2 連合学校教育学研究科に、学校教育学専攻を置く。

(学生定員)

第6条 教育学研究科の入学及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
教育実践専門職高度化専攻	210名	420名
次世代日本型教育システム研究開発専攻	20名	40名
教育支援協働実践開発専攻	89名	178名
計	319名	638名

2 連合学校教育学研究科学校教育学専攻の入学定員は30名とし、収容定員は90名とする。

第2章 管理運営

(研究科長)

第7条 各研究科に、研究科長を置く。

2 教育学研究科長は、学長をもって充て、連合学校教育学研究科長については、別に定める。

(研究科の運営)

第8条 教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項については、教授会及び教育研究評議会で審議する。

2 連合学校教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項を審議するため、連合学校教育学研究科に研究科委員会を置く。

3 前項の研究科委員会に関する規程は、連合学校教育学研究科において別に定める。

(その他の組織)

第9条 別に定めるところにより、研究科の運営のために必要な組織を置くことができる。

第3章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限等)

第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、当該学生の修業年限を1年とすることを認めることができる。

3 教職大学院の課程及び修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

4 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

5 博士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を4年、5年又は6年とすることを認めることができる。

(在学年限)

第11条 大学院の学生の在学年限は、休学期間を除き、6年とする。

第4章 授業科目、単位履修方法、課程の修了要件等

(授業科目等)

第12条 各研究科における各専攻の授業科目、単位数及び履修方法等に関する事項は、各研究科において別に定める。

(指導教員)

第13条 研究科長は、学生の入学後、当該学生の指導教員を決定する。

2 指導教員の役割等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教員免許コース)

第14条の2 教職大学院の課程に、教育上の必要により学生に特別支援学校教員免許状又は小学校教員免許状を取得させるため、特別支援学校教員免許コース及び小学校教員免許コース（以下「教員免許コース」という。）を設ける。

2 教員免許コースを履修する学生の標準修業年限は、第10条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

3 教員免許コースに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 修士課程及び博士課程の学生が、国内若しくは外国の他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において、課程の修了に必要な研究指導の一部を受けることが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該他大学院等との協議に基づき、学生が研究指導を受けことを認めることができる。

2 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。
（他の大学院における授業科目の履修）

第16条 学生が、他の大学院（外国の大学院を含む。）において、専攻分野に関する授業科目を履修しようとするのが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、各研究科の定める範囲内で、これを本学の大学院における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第17条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の大学院に入学する前に本学又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（本学又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 教職大学院の課程において、前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学の教職大学院において修得した単位以外のものについては、13単位を超えないものとする。ただし、別に定める履修基準に規定する実習科目及び課題研究科目について、前項の規定により修得したものとみなすことはできない。

3 教職大学院の課程において、前項、前条第2項及び次条第2項の規定により修得したものとみなす単位数の合計は、23単位を超えないものとする。

4 修士課程において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

（教職大学院の課程の修了要件）

第18条 教職大学院の課程に2年（第10条第2項の規定により履修する学生にあっては1年、第10条第3項の規定により履修する学生にあっては、認められた修業年限の年数、第14条の2の規定により履修する学生にあっては3年）以上在学し、46単位（別に定める履修基準に規定する教職専門実習10単位を含む。）以上を修得し

た者については、教授会の議を経て、学長が教職大学院の課程の修了を認定する。

- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学する前に5年以上の教職経験を有する現職教員等について、別に定めるところにより、前項の教職専門実習のうち8単位を修得したものとみなすことができる。

(修士課程の修了要件)

第19条 修士課程に2年(第10条第3項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「課題研究の成果」という。)の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第20条 博士課程に3年(第10条第5項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第21条 教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を、修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、留学、除籍及び退学等

(入学時期)

第22条 大学院への入学の時期は、原則として毎年4月とし、特に必要があると認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第23条 大学院の入学資格については、各研究科において定める。

(入学の出願)

第24条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基づき、教授会(連合学校教育学研究科にあつては、研究科委員会。第33条及び第34条において同じ。)の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第26条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

（再入学）

第27条 大学院の退学者又は第33条第4号の規定により除籍になった者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

（転入学）

第28条 他の大学院の学生で、本学の大学院へ転入学を志願する者があった場合には、その事由及び学力等を審査した上で、これを許可することができる。

2 転入学に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

（転学）

第29条 他の大学院へ転学を希望する学生は、学長の承認を得なければならない。

2 転学に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

（休学）

第30条 学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2月以上にわたり修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 休学期間については、各研究科において別に定める。

3 休学の事由が消滅したときは、当該学生は、速やかに所定の手続をとり、復学しなければならない。

（留学）

第31条 大学院は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。

3 第16条第2項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に準用する。

4 留学の手続その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

（退学）

第32条 退学を希望する学生は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（除籍）

第33条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第11条に定める在学年限を超えた者

(2) 第30条第2項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者

(4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）

(6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間内に入学料を納付しない者

第6章 懲戒

(懲戒)

第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、当該学生を懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 停学の期間は、第11条に規定する在学年限に算入し、第10条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、2月に満たないときは、標準修業年限に算入することができる。

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料等の額)

第35条 授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、別に定める。

(授業料の納付期限)

第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

春学期（4月1日から9月30日まで） 4月30日まで

秋学期（10月1日から翌年3月31日まで） 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料等の返付)

第37条 一度納付した授業料等は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、4月入学の場合は3月31日までに、10月入学の場合は9月30日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

(2) 前条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに退学した場合 秋学期に係る授業料相当額

(3) 授業料を納付した者が、第38条の規定により授業料を免除された場合 免除された授業料相当額

(4) 入学料を納付した者が、第38条の規定により入学料を免除された場合 入学料相当額

(5) 検定料を納付した者が、第38条の規定により検定料を免除された場合 検定料

相当額

(授業料等の免除等の手続)

第38条 授業料等の免除等の手続は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第8章 科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，研究生及び国費外国人留学生

(科目等履修生)

第39条 本学大学院の学生以外の者で、大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(特別聴講学生)

第40条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、本学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

3 特別聴講学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

4 特別聴講学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(特別研究学生)

第41条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

3 特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究生)

第42条 大学院において、特別の事項を研究しようとする者があるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(国費外国人留学生)

第42条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に規定する国費外国人留学生として、本学の大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 国費外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第9章 補則

(準用)

第43条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、大学学則及び東京学芸大学
学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の関係規定を準用する。

（その他）

第44条 第3条第2号、第4条、第10条第4項及び同条第5項並びに第11条のうち
連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改
廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人成立の際、現に東京学芸大学に在学している学生（科目等履修生、
特別聴講学生、特別研究学生及び研究生を含む。）は、国立大学法人東京学芸大学
が設置する東京学芸大学の学生となるものとする。

附 則（平19学則4）（抄）

平成19年4月1日から適用する。

附 則（平20学則2）（抄）

- 2 この学則による改正後の第5条第1項、第10条第1項から第4項まで、第11条、
第18条、第19条及び第21条の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以
前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年度の収容定員は、次の表のとおりと
する。

専攻	収容定員	専攻	収容定員
教育実践創成専攻	30名	数学教育専攻	18名
学校教育専攻	26名	理科教育専攻	60名
学校心理専攻	52名	技術教育専攻	10名
特別支援教育専攻	31名	音楽教育専攻	36名
家政教育専攻	18名	美術教育専攻	36名
国語教育専攻	45名	保健体育専攻	33名
英語教育専攻	18名	養護教育専攻	15名
社会科教育専攻	60名	総合教育開発専攻	104名
計			592名

附 則（平22学則4）（抄）

平成22年4月1日から適用する。

附 則（平23学則1）（抄）

平成23年9月1日から適用する。

附 則（平24学則1）（抄）
平成23年9月1日から適用する。

- 附 則（平27学則1）（抄）
- 2 第6条の改正規定は，平成27年度以降に入学した者から適用し，平成26年度以前に入学した者については，なお，従前の例による。

附 則（平27学則2）（抄）
平成27年4月1日から適用する。

- 附 則（平31学則1）（抄）
- 2 この学則による改正後の第5条第1項及び第6条第1項の規定は，平成31年度入学者から適用し，平成30年度以前に入学した者については，なお従前の例による。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず，平成31年度の収容定員は次の表のとおりとする。

専攻	収容定員
教育実践専門職高度化専攻	210名
次世代日本型教育システム研究開発専攻	20名
教育支援協働実践開発専攻	89名
計	319名

- 附 則（令2学則1）（抄）
- 2 この学則による改正後の規定は，令和2年度入学者から適用し，令和元年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

- 附 則（令2学則2）（抄）
- 2 この学則は，令和3年度入学者から適用し，令和2年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附 則（令3学則1）（抄）
令和3年4月1日から適用する。